

八幡平市体育協会

指定管理施設の予約方法及び利用方法について

1 利用予約について

(1) 予約について

① 各種事業(イベント)等の予約について

※事業(イベント)とは開催要項があり、その内容が明確であるもの

各種事業(イベント)等の予約については、開催日やその内容が決まっていれば、その年度内で予約が可。但し、予約時に開催要項を体育協会へ提出する事。

次年度の予約については、1月20日までに体育協会に開催要項(案)を提出する。予約の決定については別に定める次年度の予約決定方法(別紙資料2)による。

② 通常の利用予約について

通常の利用予約については、本日より2ヶ月先までの同一日まで予約が可。但し、月末において末日が異なる場合は最終日まで予約可。下記例のとおり。

※例 2月15日に予約可能な期間は2ヶ月先の同一日の4月15日
2月28日に予約可能な期間は2ヶ月先の最終日の4月30日

(2) 利用日と利用時間

① 利用日

・屋内施設、屋外施設とも定期的な休館日はなし ※年末及び年始を除く

② 利用時間

・各種事業(イベント)等の利用 : 午前6時 ~ 午後9時

・通常利用: 午前9時 ~ 午後9時

※但し、練習試合等で9時前に施設利用をしたい場合においては職員の対応が可能な場合においては午前8時30分より施設を開放する事もできる。但しその際は前月の20日までには予約時間の確認及び申請をする事。

(3) 施設利用方法

① 利用から清算までの手順

・電話及び窓口で予約 ⇒ ・利用申請書(イベント等は開催要項)の提出 ⇒ ・鍵等の借用
⇒ ※利用 ⇒ ・整備、清掃 ⇒ ・戸締り ⇒ ・鍵の返却と利用状況等報告 ⇒
清算(支払い)

※清算は当日であれば前払いでも構わないが、返金出来ない場合もある。

2 利用料金について

(1) 市内料金・市外料金の基準

① 通常利用

・個人利用

※個人利用とは学校及び父母会(育成会)、会社(法人)、スポ少登録団体、体育協会加盟団体及びその登録チーム、八幡平市社会登録団体等以外、または所在が明確でないもの

利用者の市内と市外の割合で料金決定。※市内・市外とも同数の場合は市外料金

・団体利用

※団体利用とは学校及び父母会(育成会)・会社(法人)、スポ少登録団体、体育協会加盟団体及びその登録チーム、八幡平市社会登録団体等でその所在が明確な団体

団体の所在場所で市内と市外の料金決定 ※利用者の割合ではない

② 各種事業(イベント)等の利用

申込募集が市内のみであれば市内料金で、市外からの申込募集(招待含む)があれば市外料金

(2) 利用料金の減免

別紙減免基準(別紙資料3)による。但し、事業における市及び市教委の共催、後援等の承諾があっても名義使用は除く場合もある。

3 注意事項

- ・仮予約などの利用が未確定の予約は不可。
- ・各種事業等を含め、利用日前の鍵の貸出しは原則不可。
- ・予約した施設において著しくキャンセルをする団体においては、その後の予約はお断りする場合もある。
- ・予約時に料金等の問合せは必ずすること。特にも利用料金の減免を要したい場合は必ず確認をとる。